

令和7年度 子ども食堂応援事業 「東かがわ市内の子ども食堂を応援します！」

1.支援目的

食を通じて子どもの居場所づくりを行う「子ども食堂」などを支援することで、子どもが社会的な孤立に陥らないよう、安心して過ごせる子どもの居場所づくり等に関する経費を助成し、必要に応じて子どもを行政等の支援につなげていきます。

2.対象団体

香川県子どもの未来応援ネットワーク事業「支援の場」に登録又は登録予定のある団体・グループ

3.対象事業

東かがわ市内で活動する子ども食堂を含む子どもの居場所づくり活動

以下の要件を満たすこと

- ① 原則、年間12回程度開設していること（開設予定可）
- ② 営利を目的とした事業でないこと
- ③ 暴力団等の反社会的勢力と関係がある（疑いがある）団体でないこと
- ④ 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること
- ⑤ 食品衛生法に基づく食品衛生責任者を定めていること
- ⑥ 活動に対する保険に加入すること

4.助成限度額・対象経費（1団体・グループあたり）

- ①（以下の②と③の合算で）年間25万円以内
※予算の都合等により助成限度額は減額となる場合があります。
- ② 開設経費
事業を開始するために必要な備品、消耗品費、リース料、修繕費、施設借入に係る経費等
- ③ 運営経費
事業の運営に直接必要な食材費、消耗品費、光熱水費、使用料、広告料、印刷製本費、保険料等

本事業は、株式会社ジェイテクト様より頂いた寄付金を活用しています。

5.必要書類

【申請時】

- ①開設・運営実施申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④開設・運営助成金請求書
- ⑤団体・グループの預金通帳写し
- ⑥会員名簿
- ⑦実施場所の図面

【実施後】

- ①開設・運営実施報告書
- ②事業報告書
- ③収支決算書



6.募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年5月16日（金）

但し、上記募集期間に予算額に達しなかった場合は追加募集する場合があります。

7.その他

申請書類等は、社協本所又は社協ホームページ（ダウンロード要）に準備しています。

<https://www.higashikagawa-shakyo.jp/gyo-yoshiki.htm>

<留意事項>

事業の実施状況等により、助成金の全部又は一部の返還が必要になる場合があります。

まずは、社協まで

お気軽にお問合せください。

【問合せ先】



社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会
総務地域づくり班

TEL:0879-26-1122（市内無料電話8発信可）
E-mail:hks-hukushi@higashikagawa-shakyo.jp